

2013年(平成25年)2月21日

久留米大学法科大学院
院長 阿部 和 光 殿

公益財団法人日弁連法務研究財団
理事長 高橋 宏 志

異議申立てに対する回答書

当財団の2012年9月26日付け久留米大学大学院法務研究科に対する評価報告書(以下「評価報告書」という。)に対して、同研究科(以下「申立校」という。)から2012年10月24日付けでなされた異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)につき、異議審査委員会による審査(2013年1月16日)の結果を踏まえ、認証評価会議により決定(2013年2月14日)した当財団の回答は、下記のとおりです。

記

結 論

本件異議申立ての対象となった点について、いずれも評価報告書を修正すべき理由はないと判断する。

理 由

1 異議申立ての趣旨

申立校は、実質的に4つの点について、評価報告書の修正を求めている。申立てに対する判断過程を整理するのに適した順序でそれらの趣旨を挙げると、次のとおりである。

- (1) 申立校が行う「西洋法制史」の授業が「西洋法制史の授業ではなく民法の授業である」という趣旨の記述を削除することを求める。
- (2) 評価基準3-1(教員体制・教員組織(1)専任教員の必要数及び適格性)について不適合とした判定、及びそれと連動して第3分野(教育体制)についてDとした評価結果の修正を求める。
- (3) 評価基準9-1(法曹に必要なマインド・スキルの養成 法曹養成教育)についてDとした評価結果、及びそれと連動して第9分野(法曹に必要なマインド・スキルの養成)につい

てDとした評価結果の修正を求める。

- (4) 申立校が評価基準3 - 1及び9 - 1を満たしておらず、全体として当財団の法科大学院評価基準に適合していないとした評価結果の修正を求める。

以下、この順序で申立てについて理由の有無を判断する。

2 「西洋法制史」の授業内容

評価報告書は、申立校における「西洋法制史」の授業について、授業参観のほか配布レジュメ、レポート、答案などを検討した結果として、その内容が西洋法制史と呼ぶのにふさわしい内容ではなく、実質的には民法の授業に相当すると評価している。

これに対して申立校は、この授業はローマ法以来の諸法理を参照しながら現代日本法を西洋法制史的に理解することを目的とするものであり、それも西洋法制史の教育方法として認められるべきであるという趣旨の主張をする。

確かに、研究分野としての西洋法制史学において、何を対象とし、どのような方法で研究するかは、各研究者の裁量に委ねるべき問題である。また、法制史の授業において、歴史的な法と現代の実定法との結び付きを意識させるというのは、当然にあり得る観点である。特に、全体に司法試験の合格率が低い現状においては、学生の興味、関心を喚起するために、基礎法学科目においても授業の中に日本の実定法についての知識を採り入れることは、担当教員に許される工夫の一つというべきである。

しかし、ある科目を法科大学院の履修課程の中で「基礎法学・隣接科目群」に分類するためには、それにふさわしい内容の授業でなければならない。そのため、科目名が「西洋法制史」であれば、その授業は、ヨーロッパ法の伝統に目を開かせる内容を持つべきである。すなわち、いったんは日本の実定法から離れて、西洋法制史に固有な視点を与える内容を提供することが必要である。また、西洋法制史の知見を現代日本法の理解に活かしたいというのであれば、ヨーロッパ法の日本への継受の過程を鳥瞰する視点を提供するべきである。

ところが、シラバスや試験問題などを検討しても、申立校における「西洋法制史」の授業には、このような基礎法学科目としての法制史に固有な視点が見られない。その内容は、現代日本法の特に民法に関する主題が中心となり、歴史的なヨーロッパ法につ

いての知見は、折に触れて断片的に与えられるに止まっている。このような内容の授業は、「基礎法学・隣接科目群」に分類するのにふさわしい法制史の授業とはいえない。その意味で、評価報告書の記述は誤っていない。

この点に関する異議申立てには、理由がない。

3 評価基準 3 - 1 の適用

評価報告書は、申立校で民事訴訟法を担当する専任教員について、担当科目についての研究業績が不足しており、教育実績も十分でないため、専任教員の数に算入することができないとした。その結果、法律基本科目である民事訴訟法について適格性のある専任教員が欠けるとして、基準 3 - 1 に不適合と判定し、第 3 分野の評価結果を D とした。

これに対して申立校は、当該教員には、裁判官及び家事調停委員として多年の実務経験があり、法科大学院などでの教育の経験もあるのに、最近の研究業績の不足のみを理由として適格性がないと判断するのは、誤っているという趣旨の主張をする。

一般論としていえば、実務家教員が法律基本科目を担当する場合の科目適合性をどのような基準で判断するべきかについては、いろいろな考え方があり得る。しかし、当財団が行う認証評価では、当財団が定める評価基準及び当財団が公表したその「解説」に準拠して判断される。

当財団の評価基準 3 - 1 に関する「解説」(1) は、教員一般の適格性について、「『教育に必要な能力』を有するかの判断に当たっては、法科大学院が法曹養成のための高度専門教育機関であることにかんがみ」、「教育上の経歴・経歴」に加えて、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育を行うのに必要な研究業績」又は、「理論と実務を架橋する教育を行うのに必要な実務上の実績」を有することを要求している(2011 年度版『法科大学院評価基準 / 規定集』51 - 52 頁)。ここでは、教育上の経歴・経歴はすべての教員に要求される一方で、確かに研究業績は必須とはされていない。しかし、同「解説」(2)(a) はこれに続けて、特に専任教員の教育能力の判定についての留意点を示す。ここでは、「法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のうち理論的要素の高い科目」の授業科目担当能力については、法科大学院での指導経験に加えて、原則として担当科目について「高度の法学専門教育を行う能力」を証する「最近 5 年間の研究

業績」があることを明示的に求めている。実務家教員にも最近の研究業績を要求するという方針は、法科大学院の専任教員としてこのような科目を教える実務家には、実務経験に理論の裏付けを求め、これを体系化する努力が必要であるという考え方を示している。そして、民事訴訟法がこの種の科目に該当することについては、申立校も争っていない。そして、法科大学院の設置時に大学設置・学校法人審議会が行った教員の資格審査においても、この種の科目を担当する専任教員の適格性の条件として研究業績を要求していたことからみても、そのような判定方法は、専門職大学院設置基準（平成15年3月31日文科省令第16号）と整合するものと考えられる。

そうすると、当該教員に民事訴訟法担当の専任教員としての適格性を認めるためには、5年以内に民事訴訟法に関する研究業績があることが必要となる。しかし、当該教員は、2006年9月を最後に民事訴訟法についての研究業績を公表していない。

当財団の同「解説」(2)(a)要件 なお書きは、最近5年以内に顕著な業績がない場合でも、それ以前に研究業績がある場合などについて、専任教員としての適格性を認める特例を許している。しかし、さらに(d)において、「70歳代後半以上の教員」については、「特別な事情」がなければ、この「なお書き」の適用を認めないという方針を示している。つまり、そのような年齢で最近の研究業績がない専任教員に適格性を認める場合には、二重の意味で特例を認める理由が必要となる。当該教員は、2011年度中に満75歳となり、その時点で70歳代後半になっていた。そして、当該教員の以前の研究業績、及びこれまで教育方法に関して特に顕著な業績がないことをみても、このような二重の意味での特例を認めるべき事情は見出せない。そのため、当該教員が現地調査の時点で民事訴訟法担当の専任教員として適格性を有しないという評価報告書の判断に誤りはない。したがって、第3分野についてDとした評価についても、これを修正すべき理由はない。

異議審査過程での聴き取りからは、申立校が2012年度において民事訴訟法を担当する適格性のある新しい専任教員を補充しようとして努力していたことがうかがえる。しかし、結果として、2012年度にその補充はできていないので、評価を変えるべき理由にはならない。

この点についての異議申立てには、理由がない。

4 評価基準 9 - 1 の適用

評価報告書は、「法曹養成教育の取り組みについて、抜本的に改善すべき点が多く、重大な問題がある」という理由で、基準 9 - 1 について D という評価をしている。その根拠は、多岐にわたる。その中でも特に重要な根拠は、次の 2 点に集約できる。

第 1 に、申立校の履修課程が法律基本科目の基礎知識の修得に比重を置きすぎていて、法曹に必要な、問題発見、事実調査・認定の能力、法的分析・推論の能力及び創造的・批判的検討能力を養うのに適した教育になっていないという評価である。具体的には、1、2 年次配当の法律基本科目は、いずれも基礎知識の定着を目的とするもので、応用の水準に至っていない。法律基本科目の基礎知識を修得させるための補習授業が盛んに行われていることも相俟って、学生に受け身の姿勢を助長している。法曹になる者の国際性の涵養を謳いながら、それに関連する科目のほとんどが休講になっている。上記 2 で判断した、「西洋法制史」の授業内容も、法律基本科目偏重の現れである。申立校は「法分野別の到達目標」を設定しているものの、修了時に学生がすべての分野でその目標に到達していることを確認できる方法が整っていない。

第 2 に、申立校では、法曹となるのにふさわしい適性をもった学生を入学させ、法曹となるためにふさわしい教育をすることができていない。具体的には、入学出願者及び入学者が減少する状況の中で、2011 年度入学者のうち半分以上が 1 年次に 4 科目以上で不合格の評価を受けている。授業は講義形式のものが多く、学生の理解を確認しながら進める方式のものは少ない。上記 3 でみたように、法律基本科目について、ふさわしい専任教員が欠けている。修了生の司法試験合格率も、高くはない。

これに対して、申立校は、法律基本科目の知識を一定の水準まで引き上げることは不可欠であり、そのためにかなりの時間を割くことは避けられない、補習は一部の教員が行っているだけで、学生に参加を強いてはいない、と主張する。また、特に地方の法科大学院においては法曹となろうとする者に門戸を開いておいて、入学後に「法曹に必要なマインドとスキル」を養成するための教育を施し、厳しい成績評価によって適性のある者を残すという方針も必要であるという趣旨の主張をする。

これらの問題点のうちで、「西洋法制史」及び法律基本科目を

担当する専任教員の適格性については、既に判断したとおり、評価報告書の判断は妥当である。

異議審査の過程での聴き取りからも、申立校が非常に厳しい環境の中にあることは理解できる。法科大学院への出願者が全国的に減少しつつある現在、特に地方の小規模校において、入学志願者の確保や入学者の選抜に困難があるのは、申立校だけの問題ではない。司法試験の合格率が低い現状では、法律基本科目の教育に力を投入して学生の水準を引き上げたいと教員が考えることは、理解できる。申立校では、その目的のために、主観的には熱心に学生の指導に取り組んでいる教員たちがいることはうかがえる。また、入学者受入れの段階では門戸を広げておいて、入学後の厳しい教育と進級、修了判定を通じて、法曹となるのにふさわしい資質を持つ者だけを送り出すというのも、法科大学院としてあり得る方針の一つである。

しかしながら、法科大学院は我が国の司法制度の運用とその発展を担う有為の人材を養成して世に送るという社会的使命を負っている。そのためには、学生に相当量の法律知識を修得させることが確かに必要であるものの、知識の教育のみに偏ることは許されない。それを超えて、当財団が掲げる法曹に必要な「マインド」と「スキル」(2011年度版『法科大学院評価基準/規定集』131 - 134 頁)を十分に育てることができる教育機関でなければならない。そうするためには、学生の自主性と自学自修の精神を涵養することに加えて、実務を理論の観点から見直す姿勢や現在の実定法を相対化する視点を育てることが重要である。いかに環境が厳しくても、法科大学院として存続しようとする以上は、努力をするだけでなく、結果においてこの要求に応えることができなければならない。

この観点から申立校の現状をみると、学生に法律基本科目の知識を修得させるという目的にあまりに多くの時間が割かれるために、それを超えた「スキル」の部分の養成まで達成することが難しい状況にあると考えざるを得ない。そのため、法曹養成機関として求められる要求に応えることが結果として十分にできていないという評価は、免れない。そして、そのような現状を打開するための有力な手だてを申立校が用意していることはうかがえない。

そうすると、基準 9 - 1 について D とする評価報告書の結論は、誤っていない。したがって、第 9 分野について、D とする評価結

果についても，これを修正すべき理由はない。

この点についての異議申立てには，理由がない。

5 評価基準への適合性

上記2から4までに述べたとおり，申立校について，いずれも法令由来基準である評価基準3 - 1及び9 - 1をいずれも満たさないという評価報告書の判断を修正すべき理由はない。それにもかかわらず，全体として基準に適合していると評価すべき事情はない。したがって，申立校が全体として当財団の法科大学院評価基準に適合していないという，評価報告書の結論は妥当である。

この点についても，異議申立てには理由がない。

以 上